

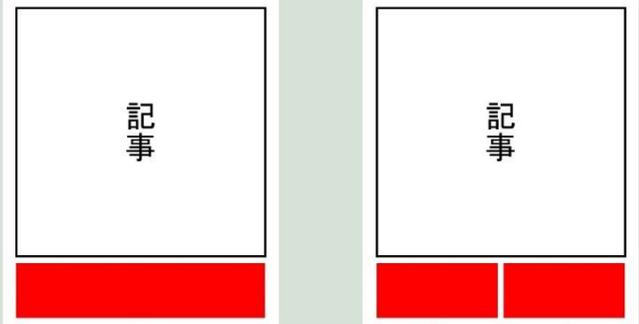
# 「広報なか」への広告掲載募集のご案内

「広報なか」毎月2回(上旬号・下旬号) 各15,500部発行



※紙面のデザインは変わります。

全枠 4.5cm × 17.9cm 30,000円/号  
(最終ページ(裏表紙)に掲載)



記事

記事

全枠 4.5cm × 17.9cm 20,000円/号

半枠 4.5cm × 8.8cm 10,000円/号

## ◆掲載紙の概要

市広報紙「広報なか」

毎月2回(上旬号・下旬号) 各15,500部発行

※レイアウトの都合上、同月の上旬号・下旬号における掲載号の変更をご相談させていただく場合があります。

- (特徴)・主に自治会を通し、各家庭に配布されます。また、市内の公共施設・金融機関・コンビニ等のお知らせコーナーでも受け取ることができます。
- ・1号分から申し込みをすることができます。
  - ・開店・開業のお知らせ、キャンペーンの周知などにもご活用いただけます。

## ◆掲載場所と広告掲載料

〈ページ内下段〉

- ・半枠(縦4.5cm×横8.8cm): 10,000円/号
  - ・全枠(縦4.5cm×横17.9cm): 20,000円/号
- ※1号あたり半枠サイズで8枠募集します。

〈最終ページ(裏表紙)〉

- ・全枠(同上): 30,000円/号
- ※1号あたり1枠募集します。

#### ◆掲載できる広告

##### 次のいずれにも該当しないもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
- (2) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (3) 個人の宣伝に係る広告
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (5) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

#### ◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

#### ◆募集期間

##### ・随時（枠がなくなり次第終了）

※ 広告原稿が出来上がる前でも構いません。はじめて広告の掲載を希望される場合には、掲載希望の2ヵ月前をめぐりにご相談ください。

※ 例 8月上旬号に広告を掲載希望の場合

6月15日頃までに	申込書・広告原稿の提出
6月中旬	広告審査会を開催
6月下旬	広告掲載決定通知の送付（納付書を同封）
7月中旬	広告掲載料納付期限
7月下旬	初校
8月11日	発行

※ 例 8月下旬号に広告を掲載希望の場合

6月30日までに	申請書・広告原稿の提出
7月上旬	広告審査会を開催
7月中旬	広告掲載決定通知書の送付（納付書を同封）
7月下旬	広告掲載料納付期限
8月上旬	初校
8月25日	発行

※ 申込みや原稿の提出が遅れた場合、次号以降の取り扱いとなることもあります。

◆お申し込み方法

「那珂市広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにて那珂市総務課行財政改革推進室あてお届けください。

- ・ 申込前に、空き状況を総務課行財政改革推進室にお問い合わせください。
- ・ 広告原稿案は、電子メールにて入稿してください。
- ・ 申し込みを受けた広告の掲載については審査のうえ決定し、後日通知します。

※ 決定通知書には、広告掲載料をお納めいただく納付書も同封します。金融機関等にて広告掲載前の指定された期限までにお納めください。

※ 募集する広告の概要及び広告掲載料（表紙に記載しています）、「那珂市広告掲載審査基準」を必ずご確認の上、お申込みください。



◇ お申し込み・お問い合わせ先

## 那珂市役所 総務課行財政改革推進室

〒311-0192 那珂市福田1819-5

電話 029-298-1111（内線573）

メール [gyoukaku@city.naka.lg.jp](mailto:gyoukaku@city.naka.lg.jp)

※見本誌をお届けします。お気軽にお問い合わせください。